平成２４年度 第２回 千葉市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門分科会

日 時：平成２５年３月２２日（金） １９：００ ～
場 所：千葉市総合保健医療センター　５階大会議室

次　　第

１　開　　会

２　高齢障害部長挨拶

３　議　　題

（１）平成２４年度介護保険事業の運営状況について
（２）介護人材の確保・定着対策について
（３）介護支援ボランティア事業（案）について
（４）千葉市軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例について（報告）
（５）その他

４　閉　　会

※　配付書類

資 料 １　　第５期介護保険事業計画の実施状況
資 料 ２　　介護人材の確保・定着対策について
資 料 ３　　介護支援ボランティア事業(案)について
資 料 ４　　地域主権一括法関連条例一覧表

平成24年度 第2回
千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門分科会 席次表

司会

武村 職務代理 ○

松崎 会長 ○

西尾委員 ○
平山委員 ○
広岡委員 ○
藤本委員 ○
古山委員 ○
三宅委員 ○
山浦委員 ○

○ 畔上委員
○ 瓜生委員
○ 岸岡委員
○ 高野委員
○ 武岡委員
○ 中田委員
○ 中溝委員

○ 大塚 地域福祉課長
○ 高橋 高齢施設課長補佐
○ 原澤 介護保険課長
○ 白井 高齢障害部長
○ 柴田 高齢福祉課長
○ 小早川 保健福祉総務課長

○ 君塚 生涯学習振興課長補佐
○ 鈴木 健康企画課長補佐
○ 窪田 健康支援課長
○ 山中 健康保険課長
○ 島津 住宅政策課長

事務局

事務局

報道関係・傍聴人席

出入口

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会委員名簿

（H25.1.1現在）

番号	区分	氏名（敬称略）	ふりがな	職名等
1	市議	山浦　衛	やまうら　まもる	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
2	社会福祉事業従事者	畔上　加代子	あぜがみ　かよこ	千葉県在宅サービス事業者協議会会長
3		瓜生　澄江	うりゅう　すみえ	千葉市民生委員児童委員協議会副会長
4		岸岡　泰則	きしおか　やすのり	千葉市老人クラブ連合会会長
5		高梨　茂樹	たかなし　しげき	千葉市社会福祉協議会会長
6		高野　喜久雄	たかの　きくお	千葉市介護支援専門員協議会会長
7		○　武村　和夫	たけむら　かずお	千葉市老人福祉施設協議会顧問
8		平山　登志夫	ひらやま　としお	千葉市老人保健施設連絡協議会会長
9		広岡　成子	ひろおか　しげこ	認知症の人と家族の会千葉県支部代表
10	学識経験者	斎藤　博明	さいとう　ひろあき	千葉市医師会副会長
11		中溝　明子	なかみぞ　あきこ	弁護士
12		西尾　孝司	にしお　たかし	淑徳大学総合福祉学部准教授
13		星野　惠美子	ほしの　えみこ	千葉県看護協会常任理事
14		藤本　俊男	ふじもと　としお	千葉市歯科医師会会長
15		古山　陽一	ふるやま　よういち	千葉市薬剤師会会長
16		◎　松崎　泰子	まつざき　やすこ	日本社会事業大学常務理事
17	公募委員	尾崎　誠明	おざき　ともあき	公募被保険者
18		武岡　和枝	たけおか　かずえ	公募被保険者
19		中田　緑	なかた　みどり	公募被保険者
20		三宅　康彦	みやけ　やすひこ	公募被保険者
計		20名		

◎：分科会会長　　○：分科会会長職務代理

資料1

第５期介護保険事業計画の実施状況

計画項目		時点	単位	平成２４年度 計画 A	平成２４年度 実績 B	平成２４年度 B／A	平成２５年度 計画 C	平成２５年度 実績 D	平成２５年度 D／C	平成２６年度 計画 E	平成２６年度 実績 F	平成２６年度 F／E
人口		１０月１日	人	962,476	963,557	100.1	965,127		0.0	967,778		0.0
高齢者人口（第１号被保険者数）		９月末	人	207,551	205,736	99.1	219,676		0.0	231,797		0.0
高齢化率		１０月１日	%	21.56	21.35	(-0.2)	22.76		( )	23.95		( )
要介護認定者数	要支援１	９月末	人	4,200	4,158	99.0	4,194		0.0	4,059		0.0
	要支援２			3,643	3,870	106.2	3,450		0.0	3,178		0.0
	要介護１			5,555	5,729	103.1	6,155		0.0	6,634		0.0
	要介護２			5,337	5,154	96.6	5,797		0.0	6,304		0.0
	要介護３			3,902	3,932	100.8	4,092		0.0	4,292		0.0
	要介護４			3,845	3,795	98.7	3,982		0.0	4,179		0.0
	要介護５			3,664	3,377	92.2	4,060		0.0	4,443		0.0
	合計			30,146	30,015	99.6	31,730		0.0	33,089		0.0
	うち、第１号被保険者認定者数			29,326	29,011	98.9	30,735		0.0	32,142		0.0
認定率（１号のみ）		９月末	%	14.13%	14.10%	(-0.36)	13.99%		( )	13.87%		( )
サービス利用者数	居宅	１０月利用	人	21,797	21,771	99.9	23,698		0.0	25,541		0.0
	施設 特養			2,325	2,328	100.1	2,423		0.0	2,568		0.0
	施設 老健			1,606	1,562	97.3	1,784		0.0	1,807		0.0
	施設 療養			178	192	107.9	157		0.0	130		0.0
	施設 地域密着特養			53	23	43.4	58		0.0	111		0.0
	施設 小計			4,162	4,105	98.6	4,422		0.0	4,616		0.0
	合計			25,959	25,876	99.7	28,120		0.0	30,157		0.0
給付費	居宅	年度計	百万	31,076	30,797	99.1	34,622		0.0	38,328		0.0
	施設			12,985	12,896	99.3	13,778		0.0	14,180		0.0
	その他			2,395	2,338	97.6	2,589		0.0	2,790		0.0
	小計			46,456	46,031	99.1	50,989		0.0	55,298		0.0
地域支援事業費				1,106	1,061	95.9	1,249		0.0	1,367		0.0
合計				47,562	47,092	99.0	52,238		0.0	56,665		0.0

（注）１　認定率は、「第１号被保険者の要介護（要支援）認定者数÷第１号被保険者数」で算出。
２　サービス利用者数の「居宅」には地域密着型サービス利用者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着特養）を除く。）を含む。
３　給付費の「その他」は、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス等費及び審査支払手数料の合計額をいう。
４　給付費の平成24年度の「実績」は、平成24年12月末現在の決算見込額（平成24年12月審査分までの実績を考慮した見込み額）。
５　地域支援事業費の平成24年度の「実績」は、平成24年10月末現在の決算見込み額。

（サービス種類別利用量）

１　介護給付サービス

サービス種類	年度	平成24年度 計画 A	平成24年度 実績 B	平成24年度 B/A	平成25年度 計画 C	平成25年度 実績 D	平成25年度 D/C	平成26年度 計画 E	平成26年度 実績 F	平成26年度 F/E
(1)居宅サービス	(単位)									
①訪問介護	人	5,097	5,451	106.9%	5,535		0.0%	5,921		0.0%
	回	1,440,267	1,478,658	102.7%	1,569,558		0.0%	1,682,146		0.0%
②訪問入浴介護	人	771	722	93.6%	868		0.0%	952		0.0%
	回	48,791	46,498	95.3%	55,216		0.0%	60,786		0.0%
③訪問看護	人	1,776	1,782	100.3%	2,006		0.0%	2,235		0.0%
	回	123,554	125,337	101.4%	140,308		0.0%	157,062		0.0%
④訪問リハビリテーション	人	243	243	100.0%	286		0.0%	337		0.0%
	回	31,537	29,653	94.0%	37,114		0.0%	43,711		0.0%
⑤居宅療養管理指導	人	3,738	3,933	105.2%	4,182		0.0%	4,675		0.0%
⑥通所介護	人	6,024	5,847	97.1%	6,614		0.0%	7,203		0.0%
	回	705,077	681,370	96.6%	772,882		0.0%	840,686		0.0%
⑦通所リハビリテーション	人	2,288	2,220	97.0%	2,507		0.0%	2,725		0.0%
	回	224,732	212,523	94.6%	246,077		0.0%	267,421		0.0%
⑧短期入所生活介護	人	1,764	1,651	93.6%	1,936		0.0%	2,109		0.0%
	日	270,000	260,849	96.6%	296,112		0.0%	322,224		0.0%
⑨短期入所療養介護	人	305	271	88.9%	337		0.0%	368		0.0%
	日	25,344	21,420	84.5%	27,948		0.0%	30,552		0.0%
⑩特定施設入居者生活介護	人	1,150	1,156	100.5%	1,349		0.0%	1,484		0.0%
⑪福祉用具貸与	人	7,431	7,309	98.4%	8,200		0.0%	8,968		0.0%
⑫特定福祉用具販売	人	155	151	97.4%	155		0.0%	155		0.0%
(2)地域密着型サービス										
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	91	15	16.5%	185		0.0%	276		0.0%
②夜間対応型訪問介護	人	33	9	27.3%	66		0.0%	160		0.0%
③認知症対応型通所介護	人	134	121	90.3%	134		0.0%	146		0.0%
	回	14,536	12,857	88.4%	14,536		0.0%	15,825		0.0%
④小規模多機能型居宅介護	人	120	100	83.3%	169		0.0%	264		0.0%
⑤認知症対応型共同生活介護	人	1,474	1,419	96.3%	1,539		0.0%	1,573		0.0%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人	—	—	—	—	—	—	53		0.0%
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	53	23	43.4%	58		0.0%	111		0.0%
⑧複合型サービス	人	42	0	0.0%	84		0.0%	126		0.0%
(3)住宅改修	人	97	106	109.3%	97		0.0%	97		0.0%
(4)居宅介護支援	人	11,895	12,622	106.1%	13,090		0.0%	13,790		0.0%
(5)介護保険施設サービス	人	4,109	4,082	99.3%	4,364		0.0%	4,505		0.0%
①介護老人福祉施設	人	2,325	2,328	100.1%	2,423		0.0%	2,568		0.0%
②介護老人保健施設	人	1,606	1,562	97.3%	1,784		0.0%	1,807		0.0%
③介護療養型医療施設	人	178	192	107.9%	157		0.0%	130		0.0%

※人数は各年の10月利用者数
※回数及び日数は年度ごとの合計（平成24年度の実績は見込み）

2 予防給付サービス

サービス種類 ＼ 年度		平成24年度 計画 A	平成24年度 実績 B	平成24年度 B/A	平成25年度 計画 C	平成25年度 実績 D	平成25年度 D/C	平成26年度 計画 E	平成26年度 実績 F	平成26年度 F/E
(1)介護予防サービス	(単位)									
①介護予防訪問介護	人	2,753	2,576	93.6%	2,843		0.0%	2,932		0.0%
②介護予防訪問入浴	人	3	0	0.0%	3		0.0%	3		0.0%
	回	192	18	9.4%	192		0.0%	192		0.0%
③介護予防訪問看護	人	122	125	102.5%	133		0.0%	147		0.0%
	回	5,238	5,263	100.5%	5,683		0.0%	6,246		0.0%
④介護予防訪問リハビリテーション	人	31	26	83.9%	37		0.0%	43		0.0%
	回	3,171	2,648	83.5%	3,763		0.0%	4,354		0.0%
⑤介護予防居宅療養管理指導	人	193	207	107.3%	195		0.0%	197		0.0%
⑥介護予防通所介護	人	1,895	1,884	99.4%	2,134		0.0%	2,270		0.0%
⑦介護予防通所リハビリテーション	人	464	419	90.3%	485		0.0%	507		0.0%
⑧介護予防短期入所生活介護	人	30	37	123.3%	31		0.0%	35		0.0%
	日	1,808	2,112	116.8%	1,891		0.0%	2,140		0.0%
⑨介護予防短期入所療養介護	人	4	1	25.0%	4		0.0%	4		0.0%
	日	170	72	42.4%	172		0.0%	173		0.0%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	188	179	95.2%	221		0.0%	243		0.0%
⑪介護予防福祉用具貸与	人	1,053	1,079	102.5%	1,077		0.0%	1,101		0.0%
⑫介護予防特定福祉用具販売	人	39	32	82.1%	39		0.0%	39		0.0%
(2)地域密着型サービス										
①介護予防認知症対応型通所介護	人	2	0	0.0%	2		0.0%	2		0.0%
	回	96	0	0.0%	96		0.0%	96		0.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	11	11	100.0%	16		0.0%	24		0.0%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	3	2	66.7%	3		0.0%	3		0.0%
(3)介護予防住宅改修	人	50	30	60.0%	50		0.0%	50		0.0%
(4)介護予防支援	人	4,888	4,637	94.9%	5,251		0.0%	5,655		0.0%

※人数は各年の10月利用者数
※回数及び日数は年度ごとの合計(平成24年度の実績は見込み)

3 介護予防事業

項目 ＼ 年度	(単位)	平成24年度 計画 A	平成24年度 実績 B	平成24年度 B/A	平成25年度 計画 C	平成25年度 実績 D	平成25年度 D/C	平成26年度 計画 E	平成26年度 実績 F	平成26年度 F/E
基本チェックリスト実施者数	人	46,855	38,739	82.7%	48,365		0.0%	49,875		0.0%
二次予防事業対象者数	人	14,200	9,665	68.1%	14,750		0.0%	15,203		0.0%
二次予防事業参加者数	人	1,420	698	49.2%	1,475		0.0%	1,520		0.0%

※平成24年度実績は12月末現在

4 あんしんケアセンターの運営状況

項目 ＼ 年度	(単位)	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績
センター設置数	箇所	24	—	—
総合相談延人数	人	11,781	—	—
総合相談延件数	件	17,457	—	—

※平成24年度実績は12月末現在

(高齢者施設の整備状況)

(年度末竣工ベース)

類型	サービス種別	単位	平成23年度末整備量	第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度) 区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計	平成26年度末整備見込量
施設系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人	2,592	計画	110	160	190	460	3,052
				実績	80			80	
	介護老人保健施設	人	1,952	計画	200	0	100	300	2,252
				実績	0			0	
居宅系	特定施設入居者生活介護(介護専用型有料老人ホーム等)	人	2,673	計画	465	231	240	936	3,609
				実績	328			328	
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)	人	29	計画	0	58	58	116	145
				実績	29			29	
	地域密着型特定施設入居者生活介護(介護専用型有料老人ホーム等)	人	0	計画	0	116	0	116	116
				実績	0			0	
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	人	1,592	計画	68	36	36	140	1,732
				実績	14			14	
	小規模多機能型居宅介護	事業所	8	計画	0	6	3	9	17
				実績	1			1	
	認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)	事業所	9	計画	0	1	1	2	11
				実績	0			0	
	夜間対応型訪問介護	事業所	1	計画	0	0	1	1	2
				実績	0			0	
	定期巡回・随時対応サービス	事業所	0	計画	2	2	2	6	6
				実績	2			2	
	複合型サービス	事業所	0	計画	2	2	2	6	6
				実績	2			2	

資料2

介護人材の確保・定着対策について

1　本市における取組み

(1)平成24年度から、介護人材の確保と介護施設等への定着の促進を図るため、ホームヘルパー2級資格取得支援事業を開始した。

(2)平成25年度からは、介護職員の研修課程の見直しに伴い、事業の名称を「介護職員初任者研修受講者支援事業」に改め、次のとおり募集枠を50人から100人に拡大する。

	平成２４年度	平成２５年度
事業名	ホームヘルパー2級資格取得支援事業	介護職員初任者研修受講者支援事業
事業内容	新たにホームヘルパー２級資格の取得後、３カ月以上市内の介護施設等で就労することを条件に、資格の取得に要した費用の一部を助成する。	同左
申請期間	平成２４年５月１６日から同月３１日まで	平成２５年５月１日から同年１２月３１日まで
助成要件	①千葉市民であること。 ②市税に滞納がないこと。 ③平成２４年５月３１日までにホームヘルパー２級資格取得養成機関に入校し、受講料を完納すること。 ④平成２４年度内に同資格を取得し、市内の介護施設等で３カ月以上継続して就労すること。	①同左 ②同左 ③申請日前１年以内に、ホームヘルパー２級または介護職員初任者研修を修了していること。 ④申請日前１年以降に市内の介護施設等において就労を開始し、申請日以降３カ月以上継続して就労すること。
助成額	資格の取得に要した受講料等の費用の半額と５万円のいずれか低い方の額	同左
募集者数	５０人	１００人
受給予定者数	５５人 ※受給予定者数が募集者数を超えているが、助成額が５万円に満たない応募者が多数あったことから助成要件を満たした応募者の全てに助成することが可能となったもの。	—

(3)平成25年度は、千葉市社会福祉研修センターにおいて、次の研修にメンタルヘルスに関する研修テーマを取り入れるなどして、介護職員の定着につながる研修を一層強化する。

研修名	対象者
福祉施設新任職員研修	新たに福祉施設に勤務する職員
福祉施設職員研修（入所施設）	入所施設に勤務する経験3年以上の職員で主任、係長等の役職にない者。
福祉施設職員研修（通所施設）	通所施設に勤務する上記と同様の者。
福祉施設監督者研修	福祉施設において主任、係長、事務長等の職にある者。

2　千葉県福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会における取組み（参考）

(1)本協議会は、千葉県が12の圏域ごとに進める福祉人材確保・定着に関する取組みの一環として、本市を含め福祉系教育機関や介護サービス事業所等を構成員として平成21年10月に設置され、本市の実情に合った事業の検討・協議を行っている。

(2)平成24年度は、各主催団体が以下のとおり千葉県の補助事業を活用し、介護人材確保に係る事業を実施したところである。また、平成25年度においても、同様の事業を実施する予定である。

平成２４年度				
主催団体	事業内容	対象者	実施日	参加者数
千葉県在宅サービス事業者協議会	高齢者と主婦のための福祉・介護セミナー	地域の高齢者、主婦	平成24年6月20日	５１人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	ストレスコントロール研修	介護職員	平成24年11月16日、12月14日	１８人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	千葉市介護人材就職説明会	学生、中途求職者及び高等学校の進路担当者等	平成24年8月25日	５７人
千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会	新人職員のための認知症ケア研修・	グループホームに就労している認知症介護経験２年未満の職員	平成24年8月8日	３１人
（特非）千葉市老人福祉施設協議会	介護人材スキルアップ研修（口腔ケア）	介護職員	平成24年6月28日	５５人

平成25年度事業の参考図（平成25年6月1日申請の場合）

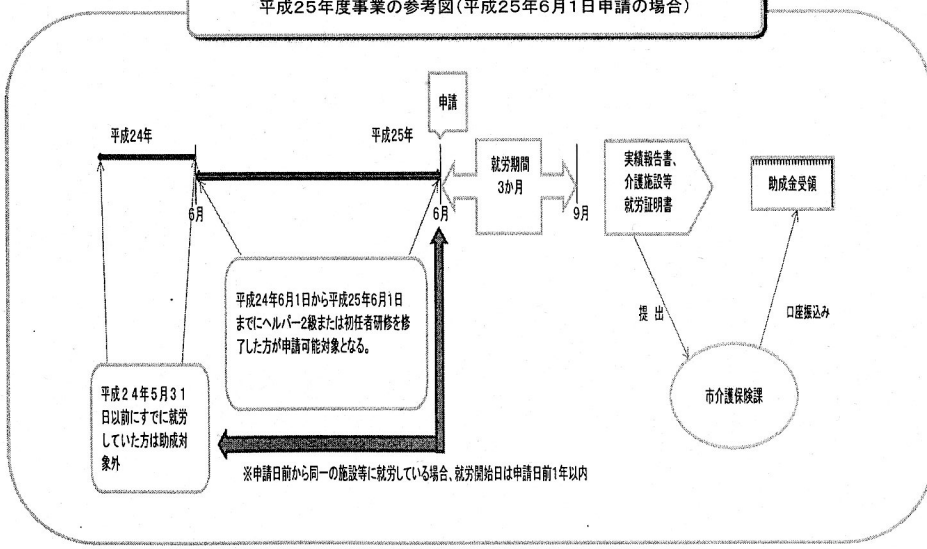

参考資料

平成２２・２３年度の取組み

1　本市における取組み

平成22･23年度は、介護事業所における人材の確保（失業者に対する雇用機会の創出）を図るため、国の緊急雇用創出事業（補助率10/10）を活用した「介護施設介護スタッフ確保事業」を市内の介護事業所に委託して実施した。

		平成２２年度				平成２３年度			
事業種別	事業内容	雇用期間	雇用者数（事業所数）	資格取得者数	事業終了後の雇用継続人数	雇用期間	雇用者数（事業所数）	資格取得者数	事業終了後の雇用継続者数
介護福祉士養成コース	失業者を雇用し、介護福祉士養成講座を受講させ、資格の取得を支援する	２年間（１年次目）	９人（９事業所）		２年継続事業	１年間（２年次目）	２年継続事業	９人	４人
ホームヘルパー２級養成コース	失業者を雇用し、ホームヘルパー２級養成講座を受講させ、資格の取得を支援する	５か月間	８０人（５５事業所）	８０人	４９人	５か月間	５０人（４４事業所）	４６人	３７人
介護業務限定コース	失業者を雇用し、介護業務に従事する	５か月間（更新可能であり、最長１０か月間）	７人（７事業所）		７人				

2　千葉県福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会における主な取組み

平成２２年度				平成２３年度			
主催団体	事業内容	対象者	実施日	主催団体	事業内容	対象者	実施日
千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会	介護職の基礎知識及びコミュニケーション技術等に関する研修	入職後１年未満の介護職員	平成22年8月5日	（特非）千葉市老人福祉施設協議会	介護職員のためのストレスコントロール研修	介護職員（経験５年未満）	平成23年7月8日
千葉県在宅サービス事業者協議会	メンタルヘルスの基礎知識、介護従事者の心理特性等に関する研修	介護事業所管理者	平成22年8月26日	（特非）千葉市老人福祉施設協議会	介護リーダーのためのストレスコントロール研修	介護職員（経験５～１０年）	平成23年9月2日
千葉県介護福祉士協会	認知症高齢者の介護技術等に関する研修	介護職員	平成22年9月19日	千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会	グループホームにおけるケアマネジメント研修	介護支援専門員等	平成23年10月27日
				千葉県在宅サービス事業者協議会	介護職を続けていくための事例発表研修会	介護職員	平成23年11月9日
				（特非）千葉市老人福祉施設協議会	職場環境改善研修	事業者の管理者	平成23年12月9日

介護支援ボランティア事業（案）について

資料3

本市は、高齢者が高齢者施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、貯まったポイントに応じ還付等ができる仕組みを構築し、地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防に資するとともに、介護保険料等の実質的な負担軽減を図る事業を次のとおり本年７月から実施する予定です。

1　対象者

６５歳以上の市民（介護保険の第１号被保険者）とする。また、ボランティア活動を行うための条件として、研修の受講を義務付ける。

①研修時期：平成２５年６月（７回）、１０月（１回）、平成２６年２月（１回）

②研修内容：ボランティアの心構えや感染症予防、事業の概要説明など２時間程度行う。

なお、初年度の参加者数は５００人程度を見込んでいる。

2　対象とするボランティア活動

当初は、活動状況を容易に確認することが可能な次の高齢者施設等を対象とし、昨日、対象施設向けの説明会を実施した。

①　対象施設等（市内に限る）

ア 特別養護老人ホーム　　イ 老人保健施設　　ウ 特定施設入居者生活介護

エ 地域密着型特別養護老人ホーム　　オ 小規模多機能型居宅介護

カ グループホーム　　キ デイサービス事業所　　ク デイケアサービス事業所

ケ 認知症デイサービス事業所

②　対象となるボランティア活動の例

上記施設内での食事の配下膳、お茶出し、話し相手、イベントの手伝い、受入機関利用者の衣類の洗濯、整容、レクリエーションの指導・補助、受入機関利用者に対する芸能等の披露　等

③　ボランティア活動の確認方法

受入機関職員がボランティアの活動状況を確認し、事前に市が交付した手帳に確認のスタンプを押す。

ア　活動時間３０分～２時間　　スタンプ１個

イ　活動時間２時間超　　スタンプ２個（１日の上限）

ウ　ボランティア研修を受講　　スタンプ１個（１回のみ）

3　ポイントについて

①　ポイントの評価

スタンプ１個を１ポイント（１００円）に換算する。

②　ポイントの交換

年間１０ポイント（１，０００円）以上獲得したボランティア活動者（以下「活動者」という。）に対し、１ポイントを単位で交換する。年間の上限は、５０ポイント（５，０００円）とし、介護保険料の未納がある場合や死亡した場合には交換しない。なお、５０ポイント超過分については、翌年度に繰り越しができない。

③　ポイントの交換対象

活動者は、活動翌年度の４月～６月までの間に「活動実績報告書兼ポイント交換申請書」（以下「実績報告書」という。）を市に提出しなければならない。その際に、次の交換対象のうちいずれか一つを選択する。翌年度以降も同様とする。

ア　<u>介護保険料への還付</u>

介護保険料への還付とは、獲得したポイントを換金し、活動者の介護保険料軽減のための資金として口座振込により還付する。

イ　<u>介護保険サービス利用料への還付</u>

介護保険サービス利用料への還付とは、将来、活動者が介護保険サービスを利用した際に累積ポイントを換金し、介護保険サービス利用料軽減のための資金として口座振込により還付する。

ウ　<u>寄附</u>

寄附とは、獲得したポイントを換金し、市が活動者に代わり指定された千葉市社会福祉基金、又は千葉市社会福祉協議会福祉資金へ振り込みをする。

④　ポイントの交換時期

ア　上記③のア「介護保険料への還付」及びウ「寄附」を選択した場合のポイントの交換時期は、活動翌年度の４月から６月までの３か月間とし、毎年この期間中に交換手続きしなかったときは、獲得したポイントは失効する。

イ　また、上記③のイ「介護保険サービス利用料への還付」を選択した場合は、将来介護保険サービスの利用を開始した時点以降サービス利用期間中は、何時でも累積ポイントを交換することができる。

⑤　ポイントの繰り越し

獲得ポイントの繰り越しは、上記③のイのサービス利用料への還付を選択した場合で、活動翌年度の所定の時期に実績報告書の提出手続きを完了したとき以外は、一切認めない。ただし、活動者がボランティア活動を開始した初年度に限り、獲得したポイントを翌年度以降に繰り越すことができる。

⑥　感謝状の贈呈

年間の上限５０ポイントを１０年間程度継続して獲得された活動者には、市から感謝状を贈呈することを検討している。

4　運営方法

運営は、市が行う。ただし、研修の一部については、千葉市社会福祉協議会、千葉市老人福祉施設協議会などの協力を検討している。

5　市民への周知方法

４月中に保健福祉センター、公民館、いきいきプラザなどに事業概要や研修応募方法についてのチラシなどを配布し、併せてホームページにも掲載する。また、市政だよりには５月１日号に掲載を予定する。

6　平成２５年度予算

地域支援事業の介護予防事業として４，０２３千円とする。

介護支援ボランティア事業の事務の流れ（案）

＜事務の流れ＞

① 受入機関は、事業参加の指定申請を行う。　② 市は、受入機関を指定する。
③ ボランティア活動参加希望者は、研修の申し込みを行う。
④ 市は、ボランティア活動参加希望者に研修を行う。
　ボランティア活動参加希望者は、研修当日に参加登録し、その場でボランティア手帳と受入機関のリストを受け取る。
⑤ ボランティア活動者が、受入機関で活動を行う。　⑥ 受入機関が、ボランティア活動者にポイントを付与（手帳にスタンプを押す）する。
⑦ ボランティア活動者等が、「活動実績報告書兼ポイント交換申請書」の提出を行う。
⑧ 市が、ボランティア活動者の介護保険料の未納の有無を確認し、ポイント還付金等（介護保険料へ充当等）の振り込みを行う。
※　⑦と⑧は翌年度の事務

千葉市

＜本庁介護保険課の業務＞
- 広報活動
- 受入機関向け説明会の開催
- ボランティア保険の加入
- ①受入機関の指定申請受付
- ②受入機関の指定
- ③ボランティア研修の申し込み受付
  （郵送、FAX、Eメール、本庁窓口での受付）
- ④研修、参加登録、手帳交付等

※　以下は翌年度の事務
- ⑦活動実績報告書兼ポイント交換申請書の受付
  （添付書類として手帳のコピー）
- ⑧ポイント還付金等の振り込み、
  繰り越しポイントの管理等

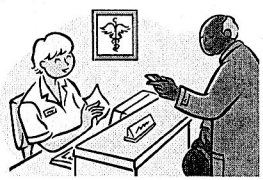

① 指定申請（H25年4月～5月）

② 指　　定（H25年5月～）

ボランティア受入機関（公募）

①特別養護老人ホーム、②老人保健施設、
③特定施設入居者生活介護（介護型有料老人ホーム）
④地域密着型特別養護老人ホーム、
⑤小規模多機能型居宅介護事業所、⑥グループホーム
⑦デイサービス事業所、⑧デイケアサービス事業所
⑨認知症デイサービス事業所

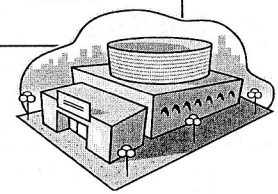

⑤ボランティア活動 H25年7月開始

⑥ポイント付与（活動時間に応じて手帳にスタンプ押印）

③ 研修の申し込み（H25年5月～）

＜研修当日＞

④研修（H25年6月・10月・平成26年2月）
　参加登録受付、手帳交付、
　受入機関の情報提供

＜受付期間H26年4月～6月＞

⑦ ア　介護保険料として還付・寄附を希望する方
　　活動実績報告書の提出及びポイント交換申請
　イ　介護保険サービス利用料として還付を希望する方
　　活動実績報告書の提出のみ

⑧ ア　介護保険料として還付・寄附を希望する方
　　還付金の口座振込（概ね申請の翌月振込）
　イ　介護保険サービス利用料として還付を希望する方
　　ポイントの繰り越し

ボランティア
（千葉市の65歳以上高齢者）

※　千葉市の介護保険の第1号被保険者

※介護保険サービス利用料として還付を希望する方で、すでに要介護（支援）の方、又は年度途中で要介護（要支援）状態になった方は、左記⑦のイに係わらずに随時ポイント申請できる。

※介護保険サービス利用料として還付を希望する方は、将来介護保険サービスを利用する時までポイントを貯めることができる。

※介護保険サービス利用料としてポイントを貯めてきた方が、途中で介護保険料として還付を希望する場合、前年度獲得分のポイントのみ交換でき、それ以外の累積ポイントは、その後も貯めたままにできる。

資料4

地域主権一括法関連条例一覧表

施行日　H25年4月1日

番号	条例	条例の概要		
		対象施設・事業等	規定する主な事項	独自基準
1	千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	軽費老人ホーム	・職員配置の基準 ・設備の基準 ・運営の基準	・非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずる努力義務を追加する。
2	千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	養護老人ホーム		
3	千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	介護予防認知症対応型共同生活介護等		
4	千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護老人保健施設		
5	千葉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	介護療養型医療施設		
6	千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	特別養護老人ホーム	・職員配置の基準 ・設備の基準 ・運営の基準	・居室定員について、市長が特に必要と認める場合には4人以下とすることができるものとする。 ・廊下幅について、円滑な往来に支障がない場合は、廊下幅を1.8m（国基準2.7m）以上、片廊下を1.5m（国基準1.8m）以上に緩和する。 ・介護職員室と看護職員室ついて、同一の場所に設けることができるものとする。 ・非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずる努力義務を追加する。
7	千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	介護老人福祉施設		・居室定員について、市長が特に必要と認める場合には4人以下とすることができるものとする。 ・廊下幅について、円滑な往来に支障がない場合は、廊下幅を1.8m（国基準2.7m）以上、片廊下を1.5m（国基準1.8m）以上に緩和する。 ・非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずる努力義務を追加する。
8	千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	認知症対応型共同生活介護等		・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員について、市長が特に必要と認める場合には4人以下とすることができるものとする。 ・非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずる努力義務を追加する。
9	千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	訪問介護等		・短期入所生活介護の廊下幅について、円滑な往来に支障がない場合は、廊下幅を1.8m（国基準2.7m）以上、片廊下を1.5m（国基準1.8m）以上に緩和する。 ・短期入所生活介護の介護職員室と看護職員室について、同一の場所に設けることができるものとする。 ・非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずる努力規定を追加する。
10	千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	介護予防訪問介護等		・介護予防短期入所生活介護の廊下幅について、円滑な往来に支障がない場合は、廊下幅を1.8m（国基準2.7m）以上、片廊下を1.5m（国基準1.8m）以上に緩和する。 ・介護予防短期入所生活介護の介護職員室と看護職員室について、同一の場所に設けることができるものとする。 ・非常災害に備え、物資の確保に必要な措置を講ずる努力義務を追加する。
11	千葉市介護保険条例の一部改正について	指定介護サービス事業者、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	・指定介護サービス事業者の申請者の法人格に関する基準 ・介護老人福祉施設の入所定員を30人以上、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下とする基準	・役員等に暴力団員が含まれる法人は指定を行わない。